

ぼっちり村地域連携推進会議設置要綱

社会福祉法人一条協会
共同生活援助事業所ぼっちり村

(設置目的)

第1条 社会福祉法人一条協会 共同生活援助事業所ぼっちり村と地域が連携することにより、次の目的を達成するため、地域の方等の外部の方を構成員（以下「地域連携推進員」という。）とした会議体として、ぼっちり村地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- （1）利用者と地域との関係づくり
- （2）地域の人へのぼっちり村や利用者に関する理解の促進
- （3）ぼっちり村やサービスの透明性・質の確保
- （4）利用者の権利擁護

(地域連携推進員の役割)

第2条 地域連携推進員の役割は、次のとおりとする。

- （1）推進会議への出席
- （2）ぼっちり村各グループホームへの訪問
- （3）その他推進会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項の実施

(地域連携推進員の構成)

第3条 地域連携推進員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、ぼっちり村所在地である四万十市担当者など5名以上で構成し、利用者、利用者家族及び地域の関係者は必ず選出するものとする。

2 会長が必要と認めるときは、地域連携推進員以外の者に推進会議への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、ぼっちり村施設管理者が指名する者を充てる。

2 会長は、会務を統括し、会長が議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 地域連携推進員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(推進会議の開催頻度)

第6条 推進会議の開催は、会議を年1回以上、ぼっちり村各グループホームへの訪問を年1回以上実施する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、ばっちり村が行う。

(守秘義務及び個人情報)

第8条 推進会議に関係する者又は関係していた者は、正当な理由がなく、推進会議に関して知り得たことを漏らしてはならない。

2 利用者等の個人情報については、次のことに留意する。

- (1) すべての利用者及び利用者家族に対して、推進会議やグループホームへの訪問を通じた、地域の方との顔合わせ、地域の方との関係をつくることへの意向確認。
- (2) 利用者の個人情報の秘密の保持
- (3) 会議資料における個人情報の取扱い

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、ばっちり村施設管理者が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。